

1. 令和5年第4回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

令和5年9月29日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程7 議案第76号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第77号 令和4年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第78号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第79号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第80号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第81号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第82号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第83号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第84号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第85号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第86号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第87号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第88号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第89号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第90号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第91号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第92号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第93号 令和4年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程25 議案第94号 令和4年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程26 議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程27 議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）

日程28 請願第3号 物価高騰に見合う高齢基礎年金等の改善を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程28まで

日程29 議案第101号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について

日程30 議発第6号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について

日程31 議発第7号 議員派遣について

日程32 議報告第11号 諸般の報告について（委員派遣の承認）

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信

国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代

議会事務局
議会総務課
係 長 三 島 栄 志

議会事務局
議会総務課
主 任 荻 本 恵

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位におかれましては、9月8日の開会以来、それぞれ出務、御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議頂きますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 野田勝彦議員、10番 山川直保議員を指名いたします。

◎議案第71号から議案第74号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程2、議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてから、日程5、議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました4議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、森藤文男議員。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） おはようございます。

それでは、総務常任委員会より報告をいたします。

令和5年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例3議案につきまして、令和5年9月21日開催の第3回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

1、条例議案。

議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、利用者証明用電子証明書を搭載するマイナンバーカードまたはスマートフォンを利用することにより、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書の交付を受けられる規定を追加するも

のであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在は未対応のコンビニエンスストアの多機能端末機による印鑑登録証明書の交付が可能となる時期についての質問があり、コンビニエンスストアによって設置している多機能端末機及びメーカーが異なり、メーカーによって対応時期も異なるため、交付可能となる時期の情報が入り次第、周知を行うとの説明がありました。

スマートフォンにより印鑑登録証明書を取得する場合、印鑑登録証明書に発行日などの記録が記載されるのかとの質問があり、旧八幡町の印鑑登録証には登録の日付、発行の日付が記載されていたが、現在、本市の印鑑登録証には記載されていない。一方、印鑑登録証明書には発行日が記載される。また、窓口では印鑑登録証の提出を受けて印鑑登録証明書を発行しているが、コンビニエンスストアではマイナンバーカードを使用して、利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力することにより、印鑑登録証なしで印鑑登録証明書の交付が可能となるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、高圧ガス保安法等の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置完成検査手数料の減額対象に、高圧ガス保安法第39条の22第1項に定める認定高度保安実施者が行う完成検査を追加するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、認定高度保安実施者による完成検査が減額対象だが、減額は施設側から要望するのか、要望は不要で減額されるのかとの質問があり、認定高度保安実施者の資格は非常に条件が厳しく、自らの施設を自らが検査を行うことで完成検査の手数料が減額となるものであるが、全国的にも対象施設は少なく、東海3県では三重県四日市市の大規模なコンビナート施設のみが該当するとの説明がありました。

本市においては、今後も対象施設が設置されることは考えにくいですが、条例の改正を行わなければならないのかとの質問があり、県内の各消防本部等と調整し、条例の改正が必要であると判断したとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の容量、雨水等侵入防止措置等に係る基準の見直し及び固体燃料を用いた火気設備の離隔距離に関する基準を追加するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、蓄電池設備が設置されている場所について質問があり、屋外に設置されている施設と屋内に設置されている施設があり、郡上市役所本庁舎は庁舎裏の屋外に設置されてい

るとの説明がありました。

10キロワット時超、20キロワット時以下の蓄電池は届出不要で、転倒、亀裂、破損防止措置が必要とされているが、措置の確認はどのように行うかとの質問があり、蓄電池の転倒、亀裂、破損防止措置の要否はJ I S規格に適合しているかどうかによるが、J I S規格に非適合の場合は、転倒、亀裂、破損防止措置が必要となる。転倒、亀裂、破損防止措置に関するガイドラインは、今後策定されるものと思われるが、内容を承知している施工業者によって蓄電池の設置が行われ、適正に措置の確認が行われるものと考えているとの説明がありました。

1つの蓄電池を2棟の家の間に設置して使用することは可能かとの質問があり、2棟で兼用することは可能であるが、環境省が算出した一般家庭の1日の電気使用量はおおむね11キロワット時であるため、2棟で兼用する場合は10キロワット時を超えることとなり、規制の対象となる可能性があるとの説明がありました。

附則第4項の経過措置について、条例の施行の日から起算して2年を経過するまでの間に設置されるもので、その間は規制を受けないのかとの質問があり、施行から2年の間にJ I S規格に非適合の蓄電池を設置する場合は、新条例の適用を受けないものであるとの説明がありました。

本市に設置されている蓄電池は、開放型鉛蓄電池が多いのかとの質問があり、届出が提出されている施設80件のうち、郡上市役所本庁舎のみがリチウムイオン蓄電池を設置しており、残りの79件は開放型鉛蓄電池を設置しているとの説明がありました。

固体燃料を使用する炭火焼き器を厨房設備として有する施設はどういう施設があるのかとの質問があり、焼き鳥屋やうなぎ屋等が該当し、不燃または不燃以外の構造に応じた離隔距離が必要となるとの説明がありました。

炭火焼き器は、これまで離隔距離の規定がなく、現状の把握はできていないと思われるが、今後どのように調査を行うのかとの質問があり、既に設置されている店舗については、遡及適用を行わず従来の規制を適用するが、火災予防上の観点から、定期の立入検査において設置状況の確認を行うとの説明がありました。

今回の条例改正による郡上市太陽光発電設備等設置事業費補助金への影響について質問があり、同補助金における蓄電池の補助金額は、整備費の3分の1、補助対象整備費の上限は15万5,000／キロワット時、補助対象容量の上限は5キロワット時までとなっているが、本条例では10キロワット時以下は規制の対象外であるため、影響はないものと考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年9月29日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森藤文男。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

続いて、産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和5年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、令和5年9月22日開催の産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するためのものであるとの説明を受けました。

委員から、特措法にはどういった内容が追加され、条ずれが生じたのかとの質問があり、第3条に国の責務に関する項目が追加されたことで1条ずれたとの説明がありました。また、第4条以降には、これまでと同様に地方公共団体の責務、所有者の責務が定められているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年9月29日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） 報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第71号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第71号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第72号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第73号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 郡上市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第74号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

◎議案第75号から議案第95号までについて（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程6、議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程26、議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの21議案を一括議題とします。

ただいま一括議題としました21議案は、決算認定特別委員会に審査を付託してあります。

委員長からの審査の経過と結果について報告を求めます。

決算認定特別委員会委員長、田中やすひさ議員。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） おはようございます。

それでは、決算認定特別委員会の報告をさせていただきます。

令和5年9月8日開会の令和5年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました令和4年度決算認定関係21議案につきまして、令和5年9月12日開催の第1回決算認定特別委員会、13日開催の第2回決算認定特別委員会及び14日開催の第3回決算認定特別委員会において、慎重に審査いたしましたので報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略し、結果のみ報告いたします。

議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号 令和4年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第87号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定につい

て、議案第93号 令和4年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上19議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

議案第94号 令和4年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上1議案につきましては、審査の結果、本委員会としては賛成多数で認定することに決定いたしました。

議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定について、以上1議案につきましては、審査の結果、本委員会としては全会一致で認定することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

令和5年9月29日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会決算認定特別委員会委員長 田中やすひさ。

以上です。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第75号 令和4年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第75号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第76号 令和4年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第76号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第77号 令和4年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第77号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第78号 令和4年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第78号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第79号 令和4年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第79号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第80号 令和4年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第80号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第81号 令和4年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第81号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第82号 令和4年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第82号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第83号 令和4年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第83号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第84号 令和4年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第84号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案84号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第85号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第85号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第86号 令和4年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第86号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第87号 令和4年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第87号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第88号 令和4年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第88号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、

採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第89号 令和4年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第90号 令和4年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第90号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第91号 令和4年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第91号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第92号 令和4年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第92号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第93号 令和4年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第93号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第94号 令和4年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第94号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。この採決は起立により行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。起立多数と認めます。よって、議案第94号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第95号 令和4年度郡上市病院事業会計決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第95号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を認定するものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第100号について（委員長報告・採決）

○議長（田代はつ江） 日程27、議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）を議題とします。

ただいま議題としました議案第100号は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、三島一貴議員。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

令和5年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されましたその他1議案につきまして、令和5年9月20日開催の産業建設常任委員会において審査いたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第100号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）。

農林水産部長から、農具庫建設中止に伴い、取得及び処分する財産を変更するためのものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。

令和5年9月29日、郡上市議会議長 田中はつ江様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 三島一貴。

○議長（田代はつ江） ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、議案第100号に対する討論の通告はありませんので、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第3号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（田代はつ江） 日程28、請願第3号 物価高騰に見合う高齢基礎年金等の改善を求める意見書を政府に送付することを求める請願書についてを議題とします。

ただいま議題としました請願第3号は、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、長岡文男議員。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは報告をいたします。

令和5年第4回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1件につきまして、令和5年9月25日開催の第4回文教民生常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第3号 物価高騰に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について。

紹介議員から、厚生労働省が2023年度の年金額の改定を行い、過去11年間での公的年金は実質7.5%もの減額となっている。今の年金システムでは、現役世代が年金を拠出することで高齢者を支えているが、2004年に物価ではなく賃金を指標としたマクロ経済スライド制を導入して以降、物価は上がっているが年金額は実質下がっており、多くの高齢者、特に独居の方が厳しい生活を送る比率が多く占めるようになっている。

年金額が生活保護費を下回ることで生活保護に切り替える高齢者もあり、日本においては、生活保護受給者の6割弱が高齢者となっているが、このような事態が進むと、地方自治体の財政を圧迫することも懸念される。

年金額が全体として増えれば地域経済も回ることから、高齢者の生活安定及び地域経済の活性化のため、年金額の引上げを求める意見書を政府に送付することを求めるための請願であるとの説明がありました。

審査の中で、委員から、年金額を引き上げることで国民の保険料の負担が増え、財政補填のために増税も必要となってくる。物価は高騰するが給料が上がらない中、それを支える若者の負担が非常に大きくなるとの意見がありました。

また、保険料を払っている若い世代に負担をかけるのではなく、生活保護で自治体が負担することで公助としての役目は果たせる。最低限の生活保障は、年金ではなく生活保護であるべきとの意見がありました。

長期的な年金制度の再検討が必要であり、現在の年金制度や積立金制度を変えない限り、改善は難しいのではないかと意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成少数で、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。

令和5年9月29日、郡上市議会議長 田代はつ江様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入りますが、請願第3号に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、野田でございます。

この請願の紹介議員を務めましたので、採択に向けての討論を申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほどの委員長報告の文章であります、前半は私が申し上げた内容であります、後半はそれに対する反論と申しますか、反対意見でございます。この反対意見は、大きく2つございます。中ほどから改行されて「審査の中で」というところから、国民の保険料の負担が増える、要するにお年寄りの年金を増やせば、現役世代の負担が大きく増えるから、そういうことは好ましくない。なかなか給料というのは、賃金というのは上がらないものです。物価は簡単に上がっていきます。ところが給料はなかなか上がらない。賃金は上がらない。こうした中で若い世代も生活は苦しい。これはよく聞く話であり、私も納得できますし、そのとおりだと思います。だから若い世代に負担を押しつけるのは、これはよくないと。それが理由の、まず最大と言っていいぐらいの理由だと思います。

それから、もう一つは、生活が苦しい場合は生活保護へ切り替えていくべきだと、こういう御意見です。要するに、よく言われるように、自助、共助、公助の順番。これは菅首相が前に言いまして、大変ひんしゅくを買ったことがありますけども。まず自助で、できなきゃ共助で、そして、公助が一番最後と。こういう、もちろんそれは一つの、ある意味では正しいことかもしれませんが、この年金の問題についていえば、決してそうとは言えない問題なんです。ですから、自治体が公助を引き受けて、自治体の負担を増やして、そういう解決の方法を取る、これは非常に大きな問題があると思います。

そもそも生活保護というのは、言わば最終的なセーフティーネット、非常に火急に生活が苦しくなられた場合とか、本当に、言わば例外的な救済措置だと私は思います。と同時に、生活保護を受けるといことは、市民的生活に大きな制約を受けるわけです。例えば自動車の保有が一定の制約を受けるとか、その他もろもろあります。こういう市民的制約を受けながら、最低生活の保障というのは、やっぱりこれは異常であり、それを強要するのは政治の怠慢であると思います。

ですから、お年寄りで生活困難な方は、生活保護に切り替えるべきであるというのは、私は暴論だと思います。

前に戻りまして、最初の若い世代への負担を考慮しなきゃならない。これは大いに傾聴しなければならないと思います。そこで、先ほどの報告文の一番最後にありましたように、この問題は大変根の深いと申しますか、現在の年金制度や積立金制度を変えんことには解決しないんだ、これも正しいと思います。基本的には、マクロ経済スライドというのがその基になっております。ですから、長い目で見れば制度改善が必ずこれは必要になってきますが、この請願は、当面、物価上昇に見合

う改善をしてくれと。ですから、制度そのものを根本的に変えようというのは請願趣旨には入っておりません。

今、御承知のように物価の高騰は本当にひどい状況です。この状況に対して、年金があまりにもかけ離れているから改善してほしいというそういう請願なんです。

そこで、その状況を的確に見るためには、この前、文教委員会で事務局のほうから提出していただきました表がございしますが、すみませんがタブレットのほうでちょっと出していただけますか。

老齢基礎年金（満額の推移）という表であります。これは非常によく分かる表なんです。

平成24年から令和5年までの毎年の年金の金額を年額と月額で表し、黒三角はマイナスの改定です。マイナス改定になっているんです。右側は改定率で、黒三角のところはもちろんマイナス0.何%。そしてその右側が一番の問題なんです、マクロ経済スライドの調整率を働かせると、マイナス0.9とかマイナス0.6とかこういう数字が4回出てきます。すなわち、このマクロ制度を導入してから、今までに4回これが発動されたわけです。そのたびに、本来ならば引き上げるべき年金がその分ずつ、調整率の分だけずつ下がっていくんです。

こういう仕組みで、結果的に平成24年の、例えば月額を御覧ください。6万5,541円、月額です。それが令和5年になっても6万6,250円。金額は1,000円ほど。1,000円も変わらないです。こんな状況で、年金はほとんど変化なしの状況に抑えられている。

ところがこの間、皆さん、物価はどうなったと思われま。ここには物価の上昇率は上げてありませんが、平成24年からの現在までの物価の上昇は大変な大きな上昇があるはずであります。ということは、年金実質額はそれだけ下がっていると。それが先ほど請願文にありました7.4%でしたが、こういう大きな減額になっております。

その仕組み、マクロ経済スライドの仕組みは大変複雑で分かりにくいんですが、言葉で説明しても絶対まず分らないと思いますので、僭越ながら表といいますか、説明の図を準備してまいりました。

恐れ入りますが、資料を出していただけますか。

お手元のタブレットのほうには3つの枠がござい。すなわち、このマクロ経済スライドは賃金と物価の両方でこれを考慮して、その上下、上がり下がり年金に反映させる仕組みなんです、基本的には賃金を採用します。物価のほうは大きく伸びますので、これを指標にすると年金の額が大きく伸びてしまうというわけで、伸びの小さい賃金を指標にする仕組みであります。

一番上の四角の中です。これは左側にありますように、前年からの賃金、過去物価の伸びが大きい場合です。青い柱がその伸びです。本当ならば、この青い柱と同じ幅に年金を上げなければならぬのですが、スライド調整率というのを働かせて黄色い部分を引き下げる、こういう仕組みです。ですから、青い矢印分しか年金は伸びない。真ん中の枠は、賃金の伸びがほんの少しの場合はそう

いう図です。黄色いほうが、黄色の矢印のほうが大きいものでマイナスになってしまう、これはまずいというわけで、現行にとどめるわけです。前年と同じ金額にするんです。

ところが、ここにちょっと書いていないんですが、この場合、残した部分はキャリーオーバーといって、翌年、翌々年に持ち越すんです。とことん年金を下げる方法です。

そして一番下の3つ目です。これは賃金下がった場合のやり方です。これはめったにないんですけども。ないわけではないんですが、あっても、この場合は経済スライドの率は適用しない。その代わりに、賃金下がった分だけ年金も下げると。大変ややこしい。

うわさによりますと、官僚がつくった最高傑作のシステムだと、こんなやゆが飛んでおります。非常に複雑怪奇で分かりにくくて。

じゃあこの改定率とはどんなふうにして出すんやろうか。0.6とか0.9とかです。これは、これも私、十分私自身が分からんで概要しか言えませんけども、すなわち現役世代の資金額の全体像。現役世代の若者の人口が減っていくとか、働き手が減っていくとか、そうすれば当然下がっていく。一方で、お年寄りの平均余命、あとどんだけ生きておいでるんかしら。これを計算してこのマクロの調整率を出すということです。大変複雑なようですけど。言わば、現代におけるおば捨山ではないか。この仕組みはです。

よく分数に例えて、分子のほうにはつえをついたお年寄りが1人乗っています。1人です。分母のほうには、それを支える人が、ちょうど大井川の渡しみたいに支えてやってくと。昔は、私が若い頃は5人も6人も下におったんやけども、今は2人か、やがては1人ぐらいになるんですというわけで、言わばこれは脅しの図です。このままいったら破綻するぞ、何とかせい。

そして分子と分母の間で解決しようとする。これが今の年金の仕組みなんです。すなわち、自助、共助までです。これを続けていったんでは、この少子化の中でも、そして高齢者が多くなる中でも解決はできないんです。ですから、マクロ経済スライドのシステムを変えるしかないんです。これはすぐにこの請願で変えろというわけではない。なかなかそれは大変なことです。でも、今の状況の中では、本当に困窮されるお年寄りが大勢いらっしゃる。これを救済していくには、一時金、今回も政府は考えているようですけども、1回、2回の当たりの数万円の一時金の支給だけだと、到底解決できません。継続的、持続的に、老後の生活を最低限保障していく仕組みをぜひつくっていかなくやならない。

これを、我々自治体や国民のほうが無言で語らなければ、政府は安閑として動かないでしょう。やっぱりこういう実情ですよ、こういうふうですよ、こんなに困っているんだということを、こちら側から私たちは声を上げて政府に届けなければならない。その役割がこの意見書ではないでしょうか。

郡上市議会でこれが採択されて政府に届けられても、ほとんど、太平洋に石を投げたようなもん

かもしれませんが、でも、そういうのが積み重なれば政府も考えてくれる。これは何とかしなアカンと思ってもらうように意見書を出していく。私はぜひとも、これを皆さんに御賛同頂いてやっていただきたい。

若者に負担を押しつけるということにならんようにするための様々な方策を考えるのが、これは政府の仕事です。我々がそこまで考えて忖度をして、この請願を躊躇する必要は毛頭ございません。

以上で、私の賛成討論は終わります。議員の皆さんの御賛同をどうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） ただいま、委員長報告に反対で請願に賛成の討論がありましたが、委員長報告に賛成で、請願に反対の討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 請願第3号 物価高騰に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書を政府に送付することを求める請願に対する反対の立場で、討論申し上げます。委員長報告に対する賛成の立場で報告をお願いします。

歴史的物価高騰は、改めて日本の公的年金制度の設計を議論する機運を高めていると思います。物価高は年金受給者のみならず、等しく現役世代、さらに子育て世代にも同様に襲いかかっています。公的年金制度を議論する上で、やはりこれからを担う子どもさんから若者、現役世代までの視点で、少子高齢化の進行を見据えて、将来にわたっていかに持続可能で、安心できるものにしていくかを考えなければならぬと思います。

さて、老齢基礎年金の引上げを行う場合、財源が必要になります。現役世代に年金保険の引上げをお願いすれば、当然、企業が反対するでしょう。そうすると税金で補填しようとする。広く回収可能な消費税が上げられる、特に子育て世代には相当の重圧が増します。これだけではなく、岸田政権もしくは財務省は、防衛費の1兆円、それから少子化対策費の3.5兆円をも増税で対応しようとしています。これ以上、現役世代の負担を強ければ、結婚し子どもを産み育てるといった道をさらに閉ざすことになりかねません。

財源は国が考えればよいというのではなく、こういった請願を出す場合には、この財源についても盛り込んだほうが良いと考えます。

公的年金五、六万円で生活するのは苦しいことだと思いますが、全員がそうではないというふうにも思います。65歳以上、70歳以上で働いている方もいらっしゃると思います。もちろん働けない方は特別な支援は必要だと思いますけども、この請願は全員一律に上げるということですよ。若者世代だって、今は物価高騰でも物すごく苦しんでいますけれども、その人たちの支援はどうするかということも考えなければなりません。

請願書全体に生活保護に移行するから自治体の財政が圧迫するという論点が書いていますが、確かに圧迫しますが、市の負担は4分の1で、4分の3は国負担です。年金を上げることでどこか別のところが逼迫しかねないわけです。自治体の財源を逼迫するのは駄目だけれども、どこか別のところを逼迫するのはいいというのはおかしい議論です。

私も、今年度に入って生活保護を受給されている方と話をしました。非常に安定され、医療費や介護サービス等も免除されています。生活保護を申請することによって財源を逼迫させていると考え過ぎることは必要ないことだと思います。憲法でも保障されているセーフティーネットである生活保護制度をまずは活用してほしいと思います。

以上、委員長報告に賛成の立場で討論とさせていただきます。

○議長（田代はつ江） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。この採決は起立により行います。

請願第3号に対する委員長の報告は、請願を不採択とするものであります。請願第3号を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田代はつ江） 起立少数でありますので、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（田代はつ江） ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第101号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について、議発第6号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について、議発第7号 議員派遣について、議報告第11号 諸般の報告について（委員派遣の承認）、以上4件を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第101号から議報告第11号までの4件を日程に追加することに決定いたしました。

日程追加につきましては、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

◎議案第101号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） ただいま日程に追加しました。日程29、議案第101号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第101号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月29日提出、郡上市長 日置敏明。

補正予算書の1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,625万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億3,832万6,000円とする。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

4ページを御覧ください。

第2表の地方債補正は変更です。

8月豪雨災害によります災害復旧工事の財源といたしまして、補助災害復旧事業を、表右側の補正後の欄でございますが、1億4,310万円に変更いたします。増額は3,530万円で、起債の方法等に変更はございません。

次に、補正予算の概要を説明しますので、予算書の次でございますA4の1枚のものの縦資料を御覧ください。

こちら、8月豪雨によります被災箇所の一覧でございます。

3つの表がございます。一番上の①の公共災害とありますのは補助金の対象となります災害で、表左の道路施設を例に申しますと、大和が1か所、明宝1か所、和良1か所で、金額はそれぞれ記載のとおりでございます。

以後、同様に、被災施設ごとに箇所数と金額を記載しております。

②番の委託費は、市道大間見39号線の調査費で、③は補助対象とならない単独事業でそれぞれ記載のとおりです。

合計で表の右下でございますけれども、155か所、1億6,625万円の追加をお願いさせていただく補正です。

それでは、事業概要説明一覧表で御説明いたします。

3ページをお願いします。

歳入では、財源ごとに、今ほど説明いたしました主な事業箇所を補正理由欄に記載してございます。

また、歳出では、被災施設の区分と補助金の有無ごとで、あり、なしごとで歳入同様に補正理由欄に主な事業を記載しておりますので、補正額のみを読み上げさせていただきます。

まずは歳入でございますが、款13の交付金及び負担金、農業費分担金で、農地農業用施設災害復旧費分担金304万5,000円。下、参りまして、農業費分担金、林業用施設災害復旧費分担金84万8,000円。

款15の国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金が2,134万4,000円。

款16県支出金、農地農業用施設災害復旧費補助金で2,650万円、林業用施設災害復旧費補助金1,715円。

款20繰越金が前年度繰越金で6,206万3,000円。

款22市債、補助災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧債が1,060万円、農地農業用施設災害復旧債1,500万円、林業用施設災害復旧債970万円でございます。

次に、歳出に参ります。4ページお願いします。

単独災害復旧事業の農地農業用施設は660万円、現年度補助災害復旧事業、農地農業用施設4,400万円、単独災害復旧事業、林業用施設2,345万円、現年度補助災害復旧事業、林業用施設2,800万円、単独災害復旧事業、公共土木施設3,220万円、現年度補助災害復旧事業の公共土木施設が3,200万円でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第101号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第101号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第6号について（提案朗読・提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程30、議発第6号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書についてを議題といたします。

まず、事務局に朗読していただきます。

齋藤議会議務局長。

○議会議務局長（齋藤貴代） 議発第6号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書について。

表記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

令和5年9月29日提出、提出者、郡上市議会文教民生常任委員会委員長 長岡文男。郡上市議会議長 田代はつ江様。

提出理由。

带状疱疹は、80歳までに約3人に1人が発症するとも言われ、発症により治療が長引いたり、後遺症が残る例もある。発症予防にはワクチン接種が有効とされるが、高額な自己負担のため接種を断念するケースも見受けられるため、国においてワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を講じるよう求めるため。

次のページを御覧ください。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）。

带状疱疹は、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、過去に水痘に罹患した者の体内に潜伏するウイルスが増殖し発症するものであり、50歳代からの発症率は高くなり、80歳までには約3人に1人が発症すると言われている。

带状疱疹の発症により治療が長引くケースや、後遺症による神経痛や角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、障がいが残る例もあり、近年では外国の観察研究で発症後において脳卒中や心筋梗塞などの疾患リスクを高めるとの研究発表もあることから、国民が安心して暮らすためには、国による対策が必要と考える。

この带状疱疹の発症予防にはワクチン接種が有効とされているが、高額な自己負担に接種を断念するケースも見受けられる。

また、带状疱疹ワクチン接種がアルツハイマーなど認知症の発症リスクを低減させるともされており、高齢者の接種率を高めることが強く求められる。

よって、国におかれては、ワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日、岐阜県郡上市議会。

提出先は御覧のとおりになります。

よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） それでは、提出者の説明を求めます。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） 2番、長岡です。

今回、提出いたしました意見書、議発第6号について提案の説明を申し上げます。

带状疱疹ということですが、带状疱疹は子どもの頃に感染する水ぼうそうのウイルスが、治癒後も体の感覚神経に潜伏しておりまして、それが大人になってから、加齢とかストレス、あるいは基礎疾患、そういったような理由によりまして、免疫力が低下した場合、そのウイルスが再活性化して発症するというような病気でございます。

それで、大体50歳以上になりますと、この発症率が非常に高くなっていくというふうに言われておるわけですが、症状は、皮膚の上に現れる水膨れと申しますか、それを伴います赤い発疹と激しい痛み、そういったものがあるようでございます。また、皮膚の症状が治った後も痛みがずっと続くという、そういった後遺症も見受けられるということでもあります。

それで、委員会の中でも、市内の状況ということも確認をさせていただきました。昨年度、郡上市民病院と白鳥病院だけありますけれども、そこでの患者数、もう既に罹患されておる方、そういった方が118名ございました。これは市内の2つの病院ということですので、これ以外の市内の病院、あるいは市外の病院にかかっている方もおみえということで、これ以上の数字があるということでございます。

こうした带状疱疹の発症予防にはワクチンの接種が有効とされておりまして、もう既に国のほうで承認を得ているワクチンもあるわけですが、予防接種法上において法定接種となっておらず、高額な実費負担が必要となっているような現状でございます。

ワクチンも、不活性化ワクチンとか生ワクチンというようにいろいろ種類ございまして、そのワクチンにより実費、費用も違うわけですが、大体、1回の接種に2万円ほどかかるということ。それも2回打たなければならないというような状況でございます。費用が高額で、全額自己負担というようなそんなことから、接種を諦める方も少なからずおみえになるというふうにお聞きをしております。

こうしたことで、郡上以外の県内の自治体では、そういったところにつきまして、もう既に助成制度を設けておる自治体もございまして、そういったわけで、国におきまして、早急にワクチンの有効性の確認、それを行っていただくとともに、助成制度の創設であるとか、定期接種化に早急に取り組んでいただきたい、こういった思いからこの意見書を提出するものでございます。

議員諸氏の御賛同をどうかよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議発第6号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議発第6号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議発第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議発第7号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程31、議発第7号 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第170条の規定により申出がありました。申出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議報告第11号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程32、議報告第11号 諸般の報告について（委員派遣の承認）を議題といたします。

会議規則第106条の規定により、委員長から別紙写しのとおり提出され、承認いたしましたので、お目通しを頂き、報告に代えます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、市長から御挨拶を頂きます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 令和5年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る9月8日金曜日開会以来、本日9月29日金曜日に至るまでの22日間にわたり、終始、慎重かつ御熱心に御審議を頂きました。令和4年度の決算認定をはじめ、令和5年度の補正予算や条例改正並びに本日追加提案をいたしました8月豪雨による災害復旧事業に係る補正予算案に至るまで、多くの議案について御議決を頂き誠にありがとうございました。

それぞれの施策、制度の適切な執行に努めるとともに、審議の過程で頂きました数々の御意見、御提案につきましては、市政運営にそれらを踏まえてまいりたいと存じます。

議会開会の御挨拶でも申し上げましたが、本日午後には、令和5年度郡上市政功労者表彰式を執り行います。議員各位には御臨席を賜りまして、各分野における功労者の皆様の御功績を広く顕彰いたしたく存じます。よろしく願いをいたします。

また、明後日から10月に入りますが、ユネスコ無形文化遺産登録記念風流踊のつどいin郡上、8日日曜日をはじめ、各地域においては4年ぶりにコロナ禍による制限のないふるさとまつりが開催されます。

そして、東海4県の市長が一堂に会する第137回東海市長会議が19日、20日と郡上市で開催されます。各種催事の円滑な実施はもとより、来訪を頂きます大勢の皆様に郡上市の魅力を十分にお伝えできるよう準備を進めてまいります。

さらに、来年3月には、郡上市合併市政施行20周年の記念式典を計画しており、これら様々な取組を市民の皆様と共に盛り上げ、遂行していけるよう努めてまいりますので、議員各位の御指導、御支援をよろしく願いを申し上げます。

また、現下の物価高等に対する対応をするため、国においては、経済対策並びにそれに係る補正予算の編成等についても論議がされておりますが、それらの動きを注視しながら、郡上市としても適切な対応ができるよう努めてまいりたいと存じます。

結びに、議員の皆様方におかれましては、健康には十分御留意を頂きまして、ますますの御活躍をされますよう祈念申し上げます。

以上、閉会に当たり御挨拶といたします。

令和5年9月29日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（田代はつ江） ありがとうございます。

令和5年第4回郡上市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

9月8日の開会から本日まで、22日間にわたり条例の改正をはじめ、決算認定や補正予算など、市政の諸案件につきまして、極めて慎重に御審議頂き、全議案を滞りなく議了することができまし

た。これも、ひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げます。

また、市長をはじめ執行部各位におかれましては、大変御多忙の中ではありますが、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から審議の過程や一般質問で述べられました御意見、御要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますようお願い申し上げます。

また、代表監査委員におかれましては、本会議へ御出席頂き誠にありがとうございました。

この夏は大変暑い日が続きましたが、朝夕はめっきり涼しくなり秋の気配を感じられるようになりました。これから冬にかけては感染症の流行しやすい季節となります。新型コロナウイルス感染症に加えインフルエンザも例年より早く流行しているようです。議員各位並びに執行部各位におかれましては、今後も健康に十分御留意されますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

(午前10時53分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 野田 勝彦

郡上市議会議員 山 川 直 保

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員